

議事録

第2回食品衛生推進会議

令和5年11月14日(火)

新宿区役所6階 第4委員会室

衛生課長	・司会挨拶
所長	・所長挨拶
オブザーバー	・オブザーバー(東京食品新宿総合事務所長)挨拶
衛生課長	・推進員の出欠状況から会議の成立を報告する。 ・配布資料を確認。 ・以降の進行を座長に依頼。
座長	・本日の議題を説明。 ・「令和5年度上半期の監視報告」について衛生課長に説明を依頼。
衛生課長	・「令和5年度上半期の監視報告」説明
座長	・各推進員から質問の有無を確認する。 ・質問が無いようなので、次の議題へ移る。 ・「令和6年度 監視指導計画(素案)」について、衛生課長に説明を依頼。
衛生課長	・「令和6年度 監視指導計画(素案)」説明
座長	・各推進員から質問の有無を確認。
A推進員	・食中毒対策について、問題のあった施設は、例えば食品衛生協会に加入していない施設で知識が無い等、データはあるのか。
保健係長	・食品衛生協会に加入していない等の因果関係はない。
B推進員	・収去検査(理化学)の結果はどうなっているのか。
衛生課長	・令和5年度上半期の実績がないため、令和4年度の実績を報告。
座長	・アニサキス食中毒について、冷凍や目視による対策の他、何か手段はないのか。
保健係長	・養殖時に加熱済みの餌を与える等対策が講じられているが、食中毒件数の

議事録

第2回食品衛生推進会議

令和5年11月14日(火)

新宿区役所6階 第4委員会室

	増加を抑制することは難しいと考える。
C 推進員	・東京都の市場で連携して、出荷時点で冷凍されていないと流通させない等対応を徹底してほしい。 ・また、カンピロバクターについては、罰則規定を設ける等、強硬手段を取らないと問題は収束しないのでは。
座長	・罰則規定を設けることについてどのように考えるか。
衛生課長	・ご意見は都とも共有したいと考えるが、罰則規定は当区単独で決められるものではない。
保健所長	・罰則規定は敷居が高いので、消費者教育も重要と考える。
座長	・先日の八戸市の弁当に関する食中毒は原因が分かったのか。どうすれば防げたのか。
保健係長	・原因菌等を説明する。
保健所長	・今回は処理能力の限界を超えて弁当を作ったことが原因だと思われる。自分の処理能力内でやるべき。
B 推進員	・アニサキスについて、衛生講習会時に事例写真があると浸透するのでは。
保健係長	・ご意見を反映させる。
座長	・その他質問が無いようなので次に移る。 ・今後の計画策定までの流れの説明を衛生課長に依頼する。
衛生課長	・計画策定までの予定を説明する。
座長	・計画案策定後、ご意見があれば提出をお願いします。 ・続いて各推進員より情報提供をお願いします。
D 推進員	・前回に引き続き、飲食店での屋外客席による外飲みに苦慮している。 ・アニサキスについて、スーパーで例示写真を掲示すると良いのではないかと。

議事録

第2回食品衛生推進会議

令和5年11月14日(火)

新宿区役所6階 第4委員会室

保健係長	・百貨店やスーパーではポップで出しているところが見受けられる。
衛生課長	・スーパーの店頭で表示しているところも増えているように感じる。
A 推進員	・当社で重点的に取り組んでいる内容（衛生教育、感染症への注意喚起等）を説明。アレルギー対応について情報提供。
所長	・コロナ等感染症の発生状況、アレルギー対応について情報提供する。
E 推進員	・HACCP（ハサップ）制度を経営者に浸透させなければ、現場の作業環境の改善が難しいと感じる。
B 推進員	・HACCP（ハサップ）チェックリストを業種ごとに作成し、販売してはどうか。 ・食品表示の疑義、トコジラミ・シラミ等について情報提供。
保健所長	・トコジラミ等について保健所の把握している情報を説明。
F 推進員	・コロナが落ち着き、手袋の使用方法等、改めて衛生管理を見直している。
座長	・手袋の注意点を情報提供。
G 推進員	・手袋の取扱について、コロナが落ち着き人の移動が増え、感染症が流行し始めていること、衛生教育等について情報提供。
座長	・つづいて、保健所からの報告を依頼。
衛生課長	・保健所の活動を報告。 ・食品衛生推進講習会への参加を依頼。 ・推進活動費についての支払いについて説明。 ・事務連絡は以上である。これで令和5年度第2回新宿区食品衛生推進会議を終了する。